1　処分をした年月日　平成24年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西田工業株式会社　西田　　豊　京都府福知山市字天田小字犬丸131－１　国土交通大臣許可（特―21）第1518号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ツバコー・エス・ケー　夏原　悟郎　京都府京都市下京区油小路木津屋橋下ル北不動堂町480　国土交通大臣許可（般―22）第21316号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年２月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トヨタホーム近畿株式会社　石川　裕和　大阪府大阪市西区立売堀３－１－14　国土交通大臣許可（般―23）第15208号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年２月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス・エル　岸本　　進　大阪府大阪市福島区野田５―17―22　国土交通大臣許可（般―22）第5788号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年３月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鉄昌社　吉岡　志郎　兵庫県尼崎市西本町２―92　国土交通大臣許可（般―21）第10149号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年２月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社森組　村上　和朗　大阪府大阪市中央区道修町４－５―17　国土交通大臣許可（特―22）第2404号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年２月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 24 年５月 18 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成24年３月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンエイグローバル株式会社　山内　重光　大阪府堺市北区金岡町3007－15　国土交通大臣許可（般－23）第24128号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９７号
北海道小樽市新光１丁目12番24号　新光コーポラスB、前住所北海道小樽市入船１丁目５番605号　リージェンス入船605号室
債務者　亀山　　洋
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５２号
北海道小樽市潮見台２丁目12番114号　コーポ汐見台114、前住所北海道小樽市花園４丁目12番５号　酒井方
債務者　阿部美惠子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５７号
北海道小樽市緑１丁目29番３号、前住所北海道小樽市梅ケ枝町９番６号
債務者　濱田　幸彦
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第６０号
北海道小樽市入船３丁目10番９号　吉田昌子方、前住所北海道小樽市入船３丁目15番24号　藤野アパート
債務者　星　　友弥
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部